日 とき　場 ところ　内 内容　対 対象　定 定員
¥ 費用　持 持ち物　申 申し込み　問 問い合わせ

「かこがわオンライン申請システム」でできる手続きはこちらから

INFORMATION

Pick Up

志方町西牧地区で「特別指定区域」を新たに指定

市北部の少子高齢化や人口減少などに対応するため、西牧地区の皆さんが主体となってまちづくりに取り組み「田園まちづくり計画」を策定しました。区域内では地縁者・新規居住者の住宅の建築ができるようになりました。制度の内容など、くわしくはお問い合わせください。

問 まちづくり指導課☎427・9418

インターンシップを実施

日 8月20日(火)〜22日(木)　内 市の各職場の就業体験、座談会　対象職種／事務職、土木職、建築職、電気職、化学職、保健師　申 6月10日までに県インターンシップシステム

問 人事課☎427・9139

※開催時間や定員などは、市ホームページでお知らせします。

令和7年度採用市職員募集 〜市役所の業務って、市の推し活だ！〜

募集予定職種／事務職（就職氷河期世代含む）、技術職（土木職・建築職・化学職）、幼児教育士、保健師

※経験者採用あり（化学職を除く）。募集要項は5月7日(火)午後3時に公開します。

申 5月17日〜28日に市ホームページ

問 人事課☎427・9139

電話1本で住宅用火災警報器を取り付け

対 市内在住で①②のいずれかに当てはまる世帯
①65歳以上の人がいる　②障害者手帳の交付を受けている人がいる

※対象外の人も相談してください。

¥ 1個2,000円　※市保安防火協会が販売。価格は変わる場合があります。

申 問 予防課☎427・6532

※くわしくは市ホームページを確認してください。

取り付けまでの流れ

申し込み → 日程調整 → 取り付け

取り付け当日に消防職員と一緒に加古川市保安防火協会員がお宅を訪問しますので、代金をお支払いください。

※詐欺行為や悪徳商法にご注意ください。
申し込みをされていないのに、消防署から電話をしたり、訪問することはありません。

未就学児にマイナポイントを付与

物価高騰による負担を軽減し、未就学児がいる世帯を支援します。

対 ①〜③のすべてに当てはまる未就学児
①市内に住民登録がある
②平成30年4月2日〜令和6年4月1日生まれ
③マイナンバーカードを持っている

付与額／未就学児1人につき1万円分のマイナポイント

申 マイナポータルアプリか決済サービスのアプリ

※申込時期や利用できる決済サービスなど、くわしくは6月号でお知らせします。マイナンバーカードは申請から交付まで1〜2カ月必要です。カードがない人は6月末までに申請してください。

問 ポイント付与…こども政策課☎427・9251
マイナンバーカードの申請・交付…マイナンバーカードセンター☎427・9315

エアコン購入費などを助成

生活困窮世帯にエアコンの購入や設置、修理費用を助成します。

対 市内在住で①〜⑤のいずれかに当てはまる世帯のうち、⑥〜⑧のすべてに当てはまる世帯
①世帯全員が65歳以上で、75歳以上の人がいる
②身体障害者手帳1級か2級の交付を受けている
③療育手帳A判定の交付を受けている
④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている
⑤未就学児がいる
⑥居住している住宅に使用できるエアコンがない
⑦世帯全員の市・県民税が非課税
⑧生活保護を受給していない

助成額／上限5万円

申 問 生活福祉課☎427・9382

※くわしくは市ホームページを確認してください。

児童クラブ（学童保育）夏休み期間限定利用の申し込み

対 ①②のすべてに当てはまる児童
①市立小学校に通っている
②父母や同居の祖父母などが仕事や病気などのため夏休み中の保育を必要とする

利用日時／7月25日(木)〜8月31日(土)午前7時45分〜午後6時30分（午後7時まで延長利用可）

※日曜日、祝休日は休み。

¥ 7月分…1人目は月額4,000円、同一世帯で2人目以降は月額2,000円
8月分…1人目は月額1万1,000円、同一世帯で2人目以降は月額5,500円

※延長利用料金は各月2,000円。別に保険料やおやつ代などが必要。

申 問 5月7日〜17日午前9時〜午後5時15分（土曜日は11日午前9時〜正午のみ受け付け）に申込書を社会教育課☎427・9751

※郵送不可。申込書は社会教育課、各児童クラブ、市ホームページにあります。

かわまちづくりイベントを開催

日 ①5月26日(日)午前10時〜午後4時
②6月1日(土)・2日(日)午前10時〜午後4時

場 河川敷河原地区

内 ①ココアスドッグフェス（ドッグラン、しつけ教室、飲食ブースなど）
②わんぱくフェス（わんぱく広場、ステージショー、キッチンカーなど）

問 市民活動推進課☎427・9764

※イベントについては①株式会社花浄院☎080・6177・9445　②わんぱくフェス実行委員会☎080・3762・9388

MIZBERING かこがわ

特殊詐欺被害防止機能付き電話機の購入費を補助

対 65歳以上の高齢者

対象機器／令和6年4月1日以降に購入した①②のすべてに当てはまる固定電話か外付け録音機
①着信前自動警告機能　②通話中の自動録音機能

補助上限額／電話機1万円、外付け録音機5,000円

持 本人確認書類、領収書、品名や型番、機能が分かる取扱説明書など、振込先口座の通帳かキャッシュカード

申 5月1日〜令和7年1月31日に市ホームページか生活安全課、各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ

※予算の上限に達した時点で受け付けを終了します。

問 生活安全課☎427・9760

※くわしくは市ホームページで確認してください。

※費用の記載がないものは無料です。申し込みの記載がないものは申し込み不要です。

※がついているものはかこがわウェルピーポイント対象です。

※がついているものは、「かこがわオンライン申請システム」で手続きができます。11ページの二次元バーコードから。

住まいの耐震化を支援

簡易耐震診断

内 診断員（1級・2級・木造建築士）による無料の簡易耐震診断
対 昭和56年5月31日以前に着工した住宅を市内に所有している人
※増築などで簡易診断できない場合は中止することがあります。プレハブ住宅、ツーバイフォー工法、丸太組工法などは対象外。

住宅耐震化等促進事業（一戸建て住宅）

❶住宅耐震改修計画策定費補助
内 耐震診断・耐震改修計画策定の費用を補助
対 ①～③のすべてに当てはまる市内の住宅　①昭和56年5月31日以前に着工された　②耐震診断の結果で「危険」「やや危険」と診断された　③県住宅再建共済制度に加入しているか加入する
補助額／費用の3分の2（上限20万円）

❷住宅耐震改修工事費補助
内 地震に対する安全性を確保するための耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の補強工事の費用を補助
対 ❶と同じ条件の住宅を所有し、所得が1,200万円以下で県内に住民登録がある
補助額／費用の5分の4（上限130万円）

❸耐震改修計画・工事費パッケージ型補助
内 ❶❷を一括で行う費用を補助　※県に登録の事業者グループが行うものに限る。
対 ❶と同じ条件の木造戸建て住宅を所有し、所得が1,200万円以下で県内に住民登録がある
補助額／耐震改修計画策定費用の3分の2（上限20万円）と住宅耐震改修工事費用の5分の4（上限130万円）の合計

❹簡易耐震改修工事費補助
内 耐震性能を改善するための耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事の費用を補助
対 ❷と同じ　※ただし、耐震診断の結果は「危険」に限る。
補助額／費用の5分の4（上限50万円）

❺シェルター型工事費補助
内 耐震シェルターの設置費用を補助
対 ❷と同じ
補助額／最大50万円

❻屋根軽量化工事費補助
内 屋根の軽量化工事の費用を補助
対 ❷と同じ　※ただし、耐震診断の結果は「やや危険」で「非常に重い屋根」に限る。
補助額／50万円

❼防災ベッド等設置費補助
内 住宅への防災ベッドなどの設置費用を補助
対 ❷と同じ　※ただし、一部異なる要件あり。
補助額／1台10万円

●補助金の代理受領が可能
申請者の委任があれば、事業者が申請者の代わりに補助金を受け取れます。申請者の支払いは工事などの代金と補助金との差額のみです。

●耐震化出前講座
住宅の耐震化や地震発生時に備えた日頃からの取り組みについて、市職員が出前講座を行います。
対 10人以上のグループ

申 問 12月27日までに建築指導課☎427・9263
※予算に達した時点で受け付けを終了します。令和7年2月28日までに実績報告書の提出が必要。交付決定通知を受ける前に契約すると補助の対象にはなりません。共同住宅とマンションは申請前にお問い合わせください。

高齢者・障がい者の住宅改造費を助成

高齢者などに対応した住宅に改造するためのバリアフリー化工事に対して、費用の一部を助成します。
※助成決定前の契約・着工は助成の対象となりません。必ず契約前に申請をしてください。昭和56年5月31日以前に着工された住宅は、耐震診断（簡易耐震診断含む）の受診が必要です。
対 最も所得が多い人の前年中の所得額が600万円以下で、他の補助制度を受けていない①②のいずれかの世帯
①要介護か要支援の認定を受けている人が住んでいる
※認定期間外に着工・完了した工事は対象外。
②身体障害者手帳などを持っている人が住んでいる
対象経費限度額／100万円（介護保険制度などの給付限度額を含む）
助成率／所得税課税世帯（税額7万円超）…対象経費の3分の1、所得税課税世帯（税額7万円以下）…対象経費の2分の1、その他の世帯…対象経費の3分の2
※介護保険の住宅改修費支給申請か障がい者等日常生活用具給付事業の対象者は、同時に申請してください。
申 問 令和7年1月31日までに介護保険課☎427・9125
※令和7年2月28日までに完了届の提出が必要。

※［オンライン申請マーク］があるものは、「かこがわオンライン申請システム」で手続きができます。11ページの二次元バーコードから。